

発達障害児・者支援のあり方の検討について

平成29年10月
京都府障害者支援課

1 趣 旨

平成25年度から5年間を目処として取り組むべき対策について、京都府発達障害者支援体制整備検討委員会において「発達障害者支援の課題と方向性」を取りまとめ、京都府において発達障害者施策を実施してきたところであるが、今年度、取組みから5年目を迎えるに当たり、5年間の取組みの検証と平成30年度以降の新たな方向性を整理し、発達障害の支援のあり方について、中長期的な視点に立ってあるべき姿を検討する

2 検討内容

○現在の「発達障害者支援の課題と方向性」の見直し

○検討内容（案）

- ・圏域支援センターのあり方について
- ・SST、ペアトレの普及及び専門職養成の方策について
- ・学齢期支援について（相談支援、支援ファイル・移行支援シートの活用、放課後等デイサービスの質の向上等）
- ・医療提供体制について

3 委員会の構成

「発達障害者支援体制整備検討委員会」委員による検討

4 スケジュール（予定）

- 第1回目 29年10月 「発達障害者支援の課題と方向性」に基づく事業実施状況の報告
検討課題（案）について
- 第2回目 29年11月 検討課題の検討
- 第3回目 30年1月 「発達障害者支援の課題と方向性」見直し(案)について
- 第4回目 30年3月 「発達障害者支援の課題と方向性」見直しのとりまとめ

発達障害の法令上の定義

【発達障害者支援法】

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

【発達障害者支援法施行令】

政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

【発達障害者支援法施行規則】

厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害とする